

～創業支援等事業計画事前審査チェックリスト～

創業支援等事業計画を策定する際に、特に気をつけていただきたい点をまとめました。管轄する経済産業局に素案を提出する前に、本チェックリストでご確認いただければ幸いです。

■創業支援等事業計画の認定申請書について

- 申請日が正式申請日以前に設定されていることを確認しましたか。
- 大臣名は正式名で正しく記載されていることを確認しましたか。
- 経済産業大臣、総務大臣以外の関係省庁が参画する計画の場合、関係省庁の大臣名（地方局長）についても記載されていることを確認しましたか。

■創業支援等事業の目標について

- 創業支援対象者数及び、創業者数の目標は立てられていることを確認しましたか。創業機運醸成事業については対象者数および効果的な事業の実行を担保するための定量的目標が設定されていますか。

※第2創業のみを対象とする事業は不可。

- 創業支援等事業の目標値は、別表毎に具体的な数値が記載してあることを確認しましたか。
- 概要図の目標値は、別表毎の目標値の足し上げになっていることを確認しましたか。

■創業支援等事業の計画期間について

- 各別表の計画期間は令和〇〇年〇月〇〇日～令和〇〇年〇月〇〇日と日付まで明確に記載があることを確認しましたか。
- 計画期間となる年月日が、1年以上の期間で設定されていますか。

■別表1について

- 計画内にワンストップ相談窓口は設置されていることを確認しましたか。
- ＜創業に必要な要素と各連携期間が担う役割＞、＜創業支援機関との連携＞、＜特定創業支援等事業について＞、＜各事業の共通事項について＞の各項目について全て計画内に記載があることを確認しましたか。

■別表 2 について

□「実施する者の概要」に記載する代表者について法第 127 条第 3 項第 3 号イのとおり、法人にあつてはその代表者の氏名を記載してあることを確認しましたか。

※【ガイドライン Q&A 参照 P44】

記載例：〇〇金融公庫△△支店が創業支援等事業者として参画する場合

- (1) 氏名又は名称：〇〇金融公庫
- (2) 住所：本店の所在住所
- (3) 代表者の氏名：法人の代表者
- (4) 連絡先：〇〇金融公庫△△支店担当者：□□ TEL：××-××-××

□「実施する者の概要」に任意団体が含まれている場合、任意団体登録としての記載でよいか確認しましたか。

※任意団体の場合については、任意団体登録としての記載でよいかその団体の関係者に確認した上で、下記のとおりご記載ください（構成団体は全て記載）。

記載例：任意団体で登録する場合

- (1) 氏名又は名称：〇〇センター[※任意団体]
(□□商工会議所、△△商工会)
- (2) 住所：□□商工会議所■■■県■■■市～、△△商工会▲▲県▲▲市～
- (3) 代表者の氏名：会頭□□□□、会長△△△△
- (4) 連絡先：□□商工会議所■■■-■■■-■■■、△△商工会▲▲-▲▲-▲▲

□創業支援等事業の実施方法には市の役割（広報等）が記載されていることを確認しましたか。

■特定創業支援等事業の要件について

□4回以上、1か月以上にわたる継続的な支援であり、4つの知識（経営、財務、人材育成、販路開拓）をすべて習得できる旨、客観的に見て分かる記載となっていることを確認しましたか。

※特に市町村に設置される相談窓口を特定創業支援等事業とする場合など、4つの知識を習得させるための工夫を記載することが望ましい。（例：市が委嘱する中小企業診断士が定期的に窓口における相談対応に当たる。など）

□複数の特定創業支援等事業を組み合わせる特定創業支援等事業の要件を補完する場合、その旨分かるように記載されていることを確認しましたか。

※補完の旨の記載は該当する別表毎に必ずご記載ください。

■変更認定について

- 見え消し版、溶け込み版両方とも用意されていますか？
 - 変更認定書に変更内容に関する具体的な記載（変更が必要な理由含む）がされていますか？
 - 計画変更をした別表は、以下の内容が計画期間に記載されていますか？
 - ①変更箇所については、令和〇〇年〇月〇〇日～令和〇〇年〇月〇〇日
 - ②※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第〇回認定日以降の申請が対象となります〔特定創業支援等事業とする別表のみ〕。
- ※【ガイドライン Q&A 参照 P49】

例：改正法第1回で認定、改正法第12回で既に記載してある事業の内容を変更する場合
(下記下線部を記載)

平成30年8月31日～令和7年3月31日

変更箇所については 令和5年12月25日 ～ 令和7年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。【*特定創業支援等事業の場合】

例：改正法第1回で認定、改正法第12回で新たに事業を追加し、計画変更する場合
(下記下線部を記載)

令和5年12月25日 ～ 令和7年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。【*特定創業支援等事業の場合】

- 「認定創業支援等事業計画の変更申請書」(様式第43)文中の創業支援等事業計画の認定を受けた日付は、正しく(前回認定を受けた日)記載されていることを確認しましたか。

第1回で認定(平成26年3月20日)、改正法第4回で変更認定(令和元年12月20日)をし、改正法第12回で再度変更認定する場合、改正法第4回で変更認定を受けた日付(令和元年12月20日)を記載。